

半田市港湾防災アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 港湾を活用した防災対策及び港湾への愛着醸成に関し、関係機関との連携強化のため、半田市港湾防災アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置し、事業の企画及び運営の円滑化を図ることを目的とする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、市長が要請する次に掲げる事項について、必要な助言、指導及び連絡調整その他必要な業務を行うものとする。

- (1) 災害時の港湾の活用に関すること。
- (2) 港湾への愛着醸成に関すること。
- (3) 港湾における関係機関との連携に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、港湾、船舶及び海上輸送に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱することができる。

(旅費)

第5条 アドバイザーの業務に対する旅費は、予算の範囲内で市長が支払うものとする。

(秘密の保持)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。